

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休日が、
かとき、
がと日、
日る翌
当の翌)

◇告 示 解除予定の保安林(三件)

目 次

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業の認可(二件)

土地収用法による事業の認定

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

道路の区域の変更

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

◇教委告示 昭和四十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数

◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字三平山ウレ石平二七二三の一、二七二三の六、二七二三の七、大字下蚊屋三平四八六の五、四八九(以上五筆について

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側二の一、三の一、四の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千五十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字中河原字小神馬四八一、四八一の一、四八一の三、四八二の二から四八二の四まで、四八四、四八五、字榎谷四九三、四九四の一、四九六の一、字大カンバ五一の一、五一三、五一六の一、五一六の二、五一八、五一八の一、五一九、字大平五二九、五三二、五三三、五三四の一、五三四の二、五三六、五三九の一、五四〇の一、五四一の三、大字荒舟字ソウ山六四四の三、字ニタマタ平六四五の一、六四五の二、字池ヶ谷土手上六四六の一(以上三一筆について次の図に示す部

分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公衆電気通信施設及び同付帯道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を昭和四十八年十二月二十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千五十三号

昭和四十八年十月十七日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(河内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十四号

昭和四十八年十月十七日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(三山口地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十五号

昭和四十八年十月十七日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(金沢地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十六号

昭和四十八年十月十七日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(広岡地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

昭和四十八年十一月二十四日付で箕蚊屋土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（箕蚊屋地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市蚊屋一〇〇番地の三

箕蚊屋土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（金山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十九号

東郷町長から申請のあつた町営土地改良（田畑地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭町立総合グラウンド建設事業

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡智頭町大字智頭字吉ヶ原地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

鳥取県告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、赤碓町から赤碓都市計画公園の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年十二月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道	田島片原線	鳥取市田島字猿尾打越の式六〇八番の一の先から同市片原一丁目二〇一番の先まで	変更前 五・五 七・四	変更後 一・一〇 三・二〇	二、一五〇 二、一五六

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第十四号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

別表

鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校				鳥取東高等学校		高等学校名
全日制課程			定時制課程 (夜間)		全日制課程			課程名	
商業学科			商業学科	普通学科	家庭学科	普通学科	専攻科	学科名	
情報処理科	経理科	商業科	商業科	普通科	家政科	普通科		科名	
〃	〃	鳥取市湖山町二、九九五	〃	〃	〃	鳥取市東町二丁目一二	〃	所在地	
八〇	八〇	五七二	一六〇	一六〇	二四四	一、三八六	一〇〇	収容定員	

鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

美和分校		鳥取農業高等学校						鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校			
鹿野分校	全日制課程	全日制課程						全日制課程				全日制課程			
農業学科	農業学科	農業学科						工業学科				工業学科			
畜産科	農業機械科	生活科	食品製造科	農産製造科	園芸科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科	電気科	機械科
鳥取市源太二二	気高郡鹿野町寄田三三二	〃	〃	〃	〃	鳥取市湖山町天神山三〇六	〃	〃	〃	鳥取市湖山町白浜三、六五〇	〃	〃	〃	〃	鳥取市生山二一一
一五六	一一六	一〇〇	六〇	四〇	六〇	一〇〇	一一六	一一六	一一六	一一三二	一一三二	一一六	一一六	一一三二	一一三二

倉吉西高等学校	倉吉東高等学校		青谷高等学校		智頭農林高等学校				若桜分校	八頭高等学校		岩美高等学校		
全日制課程	専攻科 (夜間) 定時制課程	全日制課程	全日制課程		全日制課程				全日制課程	全日制課程		全日制課程		
普通学科		普通学科	普通学科	家庭学科	普通学科	農業学科			普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科		
農林科	普通科	普通科	普通科	家政科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	普通科	家政科	普通科	普通科	生活科
"	倉吉市余戸谷町三、〇五九	"	"	倉吉市下田中六一の一	"	気高郡青谷町大字青谷一、九二二	"	"	"	八頭郡智頭町智頭七一の一	八頭郡若桜町大字屋堂羅字羽落谷三七	"	八頭郡家町大字久能寺七二五	岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二
	八八二	一六〇	一〇〇	八八二	一二二	五〇四	一二六	一二六	一二六	一二六	一二二	一、三八六	五〇四	

赤碕高等学校		由良育英高等学校		倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校			
全日制課程		全日制課程		全日制課程					全日制課程			全日制課程			
家庭学科	普通学科	家庭学科	普通学科	工業学科					家庭学科	商業学科		農業学科			
家政科	普通科	家政科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	
〃	東伯郡赤碕町赤碕一、九五七の一	〃	東伯郡大栄町大字由良宿字下の松四二三の一	〃	〃	〃	〃	倉吉市小田字下前田二〇四の五	〃	〃	倉吉市上井四三〇	〃	〃	〃	
一一三	二五二	一一二	六三〇	一一六	一一六	一一六	二二三	一一三	二四四	四〇	三二六	一一六	二八〇		

米子工業高等学校		境港分校				米子南商業高等学校		法勝寺校舎		米子西高等学校		米子東高等学校	
全日制課程		全日制課程				全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程	
工業学科		商業学科				商業学科		普通学科		家庭学科		普通学科	
農業科	電波通信科	工業化学科	土木科	電気科	機械科	商業科	事務科	商業科	普通科	普通科	家政科	普通科	普通科
西伯郡淀江町福岡三四	〃	〃	〃	〃	米子市博労町四丁目二二〇	境港市竹内町四〇	〃	米子市長砂町一八八	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	米子市東福原一、二二六	〃	米子市錦町一丁目一〇三	〃
一〇〇	一一六	一二三二	一一六	一二三二	一二三二	一二二	八〇	四〇八	六八四	二四四	八八二	一六〇	一〇〇
												一、一三四	

境港工業高等学校				境水産高等学校						境高等学校			西部農業高等学校		
全日制課程				専攻科		全日制課程				定時制課程 (夜間)	全日制課程		全日制課程		
工業学科				水産学科		水産学科				普通学科	家庭学科	普通学科	農業学科		
建築科	電子科	電気科	機械科	機関科	漁業科	機関科	無線通信科	食品製造科	海洋科	普通科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科	園芸科
"	"	"	境港市竹内町九二五	"	"	"	"	"	境港市上道町二〇六四	"	"	境港市上道町八二一	"	"	"
一六	一六	一六	二三二	四〇		一六	一六	一六	一六	一六〇	一二二	七五六	一六	一〇〇	一〇〇

附 則
この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和四十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

矢戸分校		日野産業高等学校					根雨高等学校	
定時制課程		全日制課程					全日制課程	
農業学科		農業学科			商業学科	家庭学科	普通学科	
生活科	農林科	生活科	畜産科	農林科	商業科	家政科	普通科	
〃	日野郡日南町矢戸二一六四の一	〃	〃	〃	日野郡日野町黒坂一、一〇九	〃	日野郡日野町根雨字馬子田三一〇	
一五六		一二六	一〇〇	一一六	一二三	一二二	五〇四	

昭和四十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数(募集定員)

鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校					鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校		鳥取東高等学校	高等学校名
全日制課程				全日制課程					全日制課程			全日制課程		全日制課程	課程名
工業学科				工業学科					商業学科			家庭学科	普通学科	普通学科	学科名
土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科	電気科	機械科	情報処理科	経理科	商業科	家政科	普通科	普通科	科名
三八	三八	三八	七六	七六	三八	三八	七六	七六	四〇	四〇	一六〇	八〇	四六二	四六二	募集生徒数
鳥取市湖山町白浜三、六五〇				鳥取市生山一一一					鳥取市湖山町二、九九五			鳥取市東町二丁目一一二		鳥取市立川町五丁目二一〇	所在地

青谷高等学校		智頭農林高等学校				若桜分校 八頭高等学校			岩美高等学校	鹿野分校 鳥取農業高等学校				
全日制課程		全日制課程				全日制課程			全日制課程	全日制課程				
家庭学科	普通学科	農業学科				普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科	農業学科			
家政科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	普通科	家政科	普通科	普通科	農業機械科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科
四〇	一六八	三八	三八	三八	三八	四二	四〇	四六二	一六八	三八	三〇	三〇	三〇	三〇
気高郡青谷町大字青谷二、九二二		八頭郡智頭町智頭七一の一				八頭郡若桜町大字屋堂羅字羽落谷三七			八頭郡家町大字久能寺七二五	岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二	気高郡鹿野町寄田三三一			
										鳥取市湖山町天神山三〇六				

由良育英高等学校		倉吉工業高等学校						倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校
全日制課程		全日制課程						全日制課程			全日制課程				全日制課程	全日制課程
家庭学科	普通学科	工業学科						家庭学科	商業学科		農業学科				普通学科	普通学科
家政科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	
四〇	二二〇	三八	三八	三八	七六	七六	八〇	四〇	八〇	三八	八〇		二九四	二九四		
東伯郡大栄町大字由良宿字下の松 四二三〇一		倉吉市小田字下前田二〇四の五						倉吉市上井四三〇			倉吉市大谷一六六				倉吉市余戸谷町三、〇五九	倉吉市下田中六一の一

西部農業高等学校		米子工業高等学校						境港分校		米子南商業高等学校		米子高等学校		米子西高等学校		米子東高等学校		赤碕高等学校			
全日制課程		全日制課程						全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程			
農業学科		工業学科						商業学科		商業学科		普通学科		家庭学科		普通学科		家庭学科		普通学科	
園芸科	農業科	電波通信科	工業化学科	土木科	電気科	機械科	商業科	事務科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	家政科	普通科	家政科	普通科	家政科	普通科		
三〇	三〇	三八	七六	三八	七六	七六	四〇	四〇	一二〇	二二〇	八〇	二九四	三七八	四〇	八四						
西伯郡淀江町福岡二四		米子市博労町四丁目二二〇						境港市竹内町四〇		米子市長砂町一八八		米子市東福原一、二二六		米子市錦町一丁目一〇三		米子市勝田町一		東伯郡赤碕町赤碕一、九五七の一			

日野産業高等学校		根雨高等学校		境港工業高等学校				境、水産高等学校				境高等学校			
全日制課程		全日制課程		全日制課程				全日制課程				全日制課程			
	商業学科	家庭学科	普通学科	工業学科				水産学科				家庭学科	普通学科		
農林科	商業科	家政科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	機関科	無線通信科	食品製造科	海洋科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科
三八	四〇	四〇	一六八	三八	三八	三八	七六	三八	三八	三八	三八	四〇	二五二	三八	三〇
日野郡日野町黒坂二〇九		日野郡日野町根雨字馬子田三二〇		境港市竹内町九二五				境港市上道町二、〇六四				境港市上道町八二二			

合 計	(定時制課程計)										(全日制課程計)					
	矢戸分校		日野産業高等学校		境高等学校		米子東高等学校		倉吉東高等学校		鳥取農業高等学校 美和分校		鳥取西高等学校		農業学科	
	定時制課程		定時制課程 (夜間)		定時制課程 (夜間)		定時制課程 (夜間)		定時制課程 (夜間)		定時制課程 (夜間)		普通学科		農業学科	
	農業学科		普通学科		普通学科		普通学科		普通学科		農業学科		商業学科		普通学科	
	生活科		農林科		普通科		普通科		普通科		生活科		畜産科		生活科	
	三八		四〇		四〇		四〇		四〇		三八		四〇		四〇	
	日野郡日南町矢戸一、一六四の一		境港市上道町八二二		米子市勝田町一		倉吉市下田中六一の一		鳥取市源太二二		鳥取市東町二丁目二二二					
七、三七二	二七六										七、〇九六					

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員
規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第三の三を次のように改める。

別表第三の三

公安職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一 等 級	一 警察本部の部長の職務 二 規模の大きい警察署の長の職務
二 等 級	一 警察本部の課長の職務 二 警察署の長の職務

別表第三の十一の表を次のように改める。

三 等 級	一 警察本部の課長補佐又は次席の職務 二 警察署の次長又は課長の職務 三 警察本部又は警察署の困難な業務を分掌する係の長の職務
四 等 級	一 警察本部又は警察署の係長の職務 二 警察本部又は警察署の特に困難な業務を処理する主任の職務
五 等 級	警察本部又は警察署の困難な業務を処理する主任の職務
六 等 級	一 警察本部又は警察署の主任の職務 二 警察本部又は警察署の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
七 等 級	警察本部又は警察署の係員の職務

その 他	正 規 試 験			職 務 の 等 級
	初 級	中 級	上 級	
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	七等級
四二六	〇二二	〇二・五二・五五	〇五	六等級
三	一三	八六・一四四・一八二・二〇〇	五六・一一四・一五二・一七	五等級
九五	五五	五六・一一四・一五二・一七	五六・一一四・一五二・一七	四等級
一五六二一四二五二七	一六二一七四二二二三三	一六二一七四二二二三三	一六二一七四二二二三三	三等級
				二等級
				一等級

別表第十三の表中

公安職給料表

二〇号給

一六号給

一五号給

二二号給

二八号給

を

公安職給料表

一八号給

二〇号給

一六号給

一五号給

二二号給

二八号給

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「二等級及び三等級」を「四等級及び五等級」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	研究職給料表	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	公安職給料表	行政職給料表	
						他の給料表等	
人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	特一等級又は一等級	特一等級又は一等級
人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給	二等級	二等級
一等級のうち七号給以上	二等級のうち十五号給以下	一等級のうち八号給以下及び二等級のうち九号給以上	一等級のうち十三号給以下	一等級のうち九号給以下	三等級	三等級	三等級
一等級のうち六号給以下及び二等級のうち十号給以上	三等級及び四等級のうち十三号給以上	二等級のうち八号給以下及び三等級のうち十三号給以上	二等級のうち十八号給以上	二等級のうち十六号給以上	四等級	四等級	四等級
二等級のうち九号給以下及び三等級のうち十号給以上	四等級のうち七号給から十二号給まで	三等級のうち十一号給及び十二号給	二等級のうち十一号給から十七号給まで	二等級のうち九号給から十号給まで	五等級	五等級	五等級
三等級のうち九号給以下	四等級のうち六号給以下	三等級のうち十号給以下及び四等級	二等級のうち十号給以下	二等級のうち八号給以下	六等級	六等級	六等級
四等級及び五等級			三等級	三等級	七等級	七等級のうち三号給以上	七等級のうち七号給以上
						七等級のうち二号給以下	七等級のうち七号給以下

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則

臨時的任用職員	医療職給料表(三)
	特一等級のうち ち十三号給以 上
	特一等級のうち ち十二号給以 下及び一等級 のうち十一号 給以上
	一等級のうち 七号給から十 号給まで及び 二等級のうち 十一号給以上
	一等級のうち 六号給以下、 二等級のうち 六号給から十 号給まで及び 三等級のうち 十一号給以上
	二等級のうち 五号給以下及 び三等級のう ち五号給から 十号給まで
人事委員会が 別に定めると ころによる。	三等級のうち 四号給以下及 び四等級のう ち二号給以上
人事委員会が 別に定めると ころによる。	四等級一号給